

令和 7 年度 市・府民税課税（令和 6 年分所得）証明書

住所

氏名

該当する年の所得か確認します。

生年月日

（金額単位：円）

課 税 額	
合計所得金額 総所得金額等 ** 以下余白 **	市・府民税年税額 (内) 市民税所得割 (内) 市民税均等割 (内) 府民税所得割 (内) 府民税均等割 ** 以下余白 **
所得控除額の合計	

所 得 金 額	内 訳	所 得 控 除 額 の 内 訳
給与収入 給与所得調整控除後 公的年金収入 公的年金雑所得		社会保険料控除 小規模共済等掛金控除 生命保険料控除 障害者控除 基礎控除 ** 以下余白 **

「合計所得金額」を確認します。

該当区分等	控除対象配偶者		控除対象扶養親族人数				障 害 人 数		本 人 該 当						
	有	無	特定	老 人	その他	16歳未満	特 別	普通	障 害	未 成 年	老 年 者	勤 労 学 生	寡 婦	ひとり親	
	一般	老人		内同居			内同居		特別	普通					
				人	人	人	人	人	人	人					

本書のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

大阪府枚方市長

伏見 隆

課 税 標 準 額 の 内 訳	
課税総所得 ** 以下余白 **	
市 ・ 府 民 税 額 の 内 訳	
市民税	所得割総所得 調整控除 ** 以下余白 **
	均等割額 ** 以下余白 **
府民税	所得割総所得 調整控除 ** 以下余白 **
	均等割額 ** 以下余白 **
摘 要	
** 以下余白 **	

給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

7

令和 年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

給与収入 給与所得(所得 金額調整控除後)	主たる給与以外 の合算所得区分	総所得③
その他の所得計		
	総所得金額①	

雑 医 療 費	障・寡・ひ・勤	
社会保険料	配偶者特別	
小規模企業共済	扶 養	
生命保険料	基 礎	
地震保険料	所得控除合計②	
(摘要)		

平成28年度から8月

主たる給与以外
の合算所得区分

総所得金額①

「総所得金額①」を確認します。

市民税	税額控除前所得割額④	6月分
	税額控除額⑤	7月分
	所得割額⑥	8月分
	均等割額⑦	9月分
府民税	税額控除前所得割額④	10月分
	税額控除額⑤	11月分
	所得割額⑥	12月分
	均等割額⑦	1月分
	特別徴収税額⑧	2月分
	控除不足額⑨	3月分
	既充当額⑩	4月分
	既納付額⑪	5月分
	差引納付額(⑧-⑩-⑪)	
	変更前税額⑫	
	増減額(⑧-⑫)	
	変 更 月	月

令和 年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
	姓	
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先 枚方市役所 市民税課 電話(072)841-1221(代表) FAX(072)841-3039
 (裏面) 矢印の方向にゆっくりと開いてご覧ください。

市町村によって
レイアウトが
異なります。

子ども青少年政策課 連絡先



メールアドレス

kodosei@city.hirakata.osaka.jp

住所

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話番号

072-841-1375(直通)